

関税法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を  
改正する省令要旨

- 1 関税関係書類をスキャナ保存する場合において求められる保存要件のうち、スキャナで読み取った際の解像度等に関する情報を保存すること及び入力者等の情報を確認することができるようにしておくこと（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存者等の情報についても同様）を不要とする規定の整備を行うこととする。（関税法施行規則第10条及び第10条の3 関係）
- 2 セルラーバンブーパネルの分類変更に伴い、セルラーバンブーパネルを使用して製造された木製建具及び建築用木工品について、特恵関税受益国等の原産品としての資格を与えるための条件に係る規定を整備し、現行の取扱いを維持することとする。（関税暫定措置法施行規則別表関係）
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和5年4月1日から施行することとする。（附則第1条関係）